

VI 他の道府県内に境内建物を備える宗教法人等に係る所轄庁の変更手続

宗教法人法第5条第2項に基づき、他の道府県内にも境内建物を備える宗教法人及び当該宗教法人を包括する宗教法人に係る所轄庁は、文部科学大臣（文化庁）であるため、東京都知事（東京都）を所轄庁とする法人が他の道府県内にも境内建物を備えることとなった場合、以下のとおり所轄庁変更の手続きが必要となります。

（所轄庁）

第5条 宗教法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。

2 次に掲げる宗教法人にあっては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、文部科学大臣とする。

- 一 他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人
- 二 前号に掲げる宗教法人以外の宗教法人であって同号に掲げる宗教法人を包括するもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の都道府県内にある宗教法人を包括する宗教法人

（注） 「境内建物を備える」とは、必ずしも境内建物の所有を意味するものでなく、貸借契約等に基づくものを含みます。ただし、一時的に建物を借用するようなものは除きます。
また、その建物が実際に宗教活動の用に供されているという機能・実態が伴うものであることが必要となります。

1 所轄庁の変更手続

＜東京都所轄の宗教法人が、他の道府県内にも境内建物を備えた場合＞

- （1）当該法人は、他の道府県内にも境内建物を備えることとなった後、速やかに、【様式例17～19】（40頁～42頁参照）を作成いただき、法人の履歴事項全部証明書、印鑑証明書、当該建物に関する全部事項証明書（登記簿）、契約書類（賃貸借契約書等）の写し及び当該施設の使用状況（宗教活動の実績等）を示す建物外観・礼拝施設の写真、儀式行事の写真、年間行事報告書等を添付のうえ、提出をお願いします。
- （2）東京都から文化庁宛てに（1）を届け出ます。
- （3）文化庁は、（2）の内容を確認したうえ、東京都を経由して、当該法人に所轄庁変更の通知をします。

2 境内建物に関する届出〔東京都知事宛て〕

【様式例 17 境内建物に関する届出〔東京都知事宛て〕】

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所 在 地 ○○区○○丁目○番○号

(法人名ふりがな)

宗 教 法 人 ○ ○ ○ ○

代 表 役 員 ○ ○ ○ ○

認 証 番 号 第 △△△△ 号

電 話 番 号 △△ (△△△△) △△△△

押印省略可

境 内 建 物 に 関 す る 届 出

当該宗教法人は、道府県内にも境内建物を備えたので、その旨の届出を文部科学大臣に回付願います。

3 境内建物に関する届出〔文部科学大臣宛て〕

【様式例 18 境内建物に関する届出〔文部科学大臣宛て〕】

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

所 在 地 ○○区○○丁目○番○号

(法人名ふりがな)

宗 教 法 人 ○ ○ ○ ○

代 表 役 員 ○ ○ ○ ○

認 証 番 号 第 △△△△ 号

電 話 番 号 △△ (△△△△) △△△△

押印省略可

境 内 建 物 に 関 す る 届 出

当該宗教法人は、他の道府県内に境内建物を備えたので、当該境内建物の概要及び関係資料を添えて、その旨お届けします。

4 境内建物の概要

こちらは主たる事務所の
所在地を記載してください

【様式例 19 境内建物の概要】

所 在 地 ○○区○○丁目○番○号
宗 教 法 人 ○ ○ ○ ○

境 内 建 物 の 概 要

- 1 境内建物の名称
- 2 所在地及び電話番号
- 3 管理者がいる場合、その者の氏名
- 4 面 積
- 5 境内建物の使用状況